恩給法の一部改正で 戦地加算を実施 申立は早く

開会中の第38回通常国会で政府は恩給法の一部改正案を上程し成立の見込みであり、これが取扱いをするまでの準備として、該当者を次により調査しますから協力して下さい。

① こんどの改正案では、扶助料の給付は本年十月分普通恩給では、明年十月分から実施される予定です。

② いままで戦地加算を認められないため恩給年限に達しないと認められていた未裁定の旧軍人、軍属（雇用人を除く）は、改正で戦地加算が実施されることとなり、既裁定者の場合と同じく恩給、扶助料を給付されます。これは既裁定者には関係ありません。

③ 旧陸軍関係ですでに連絡済み以外の方は戦地加算をしても受給権のないものか、世話課の兵籍や、戦時名簿にあるけれど記載未完のものです。

昭和二十年九月以前に、戦地（外地）で三年以上（地域により異なる）在職していた方は、履歴申立書（様式あり）を提出して下さい。

受給権の有無の決定は、各種資料により調査する関係上相当日時を要するものと思われます。

なお、右に該当するもので死没者については、七月十五日までに関係書類を提出して下さい。

④ 旧海軍関係の軍歴は、引揚援護局業務第二課の所管にあり、県世話課に資料はないので、履歴申立書を持っている場合はそれを添付して提出する方がよい。裁定は、引揚援護局で行われるので、相当日時を要します。なお、死没者についても、旧陸軍関係と同じく、七月十五日までに提出して下さい。

⑤ 県世話課は、現在当面の事務が山積しているので、戦地加算復活にともなう恩給請求のために、必要な軍歴証明などの依頼はなるべく個人からしないよう希望している。

なお、申請など、疑問の点については市民課厚生係に問合せて下さい。

国民健康保険の すべりだし順調

四月一日からは国民皆保険となり南国市においても、年間約五千万円の予算を要する大事業であり、その運営については、いろいろの面からかなり心配されるむきもありましたが、このほど四月分の医療費の総額がまとまりました。過去二ケ月間の納税その他の状況を検討してみると、おおむね計画の範囲内で順調にすすみそうです。これは国民健康保険に対する被保険者の皆さんと、関係機関の深い理解と協力によるもので、住民の福祉増進のためまことによろこばしいことです。

南国市の国保関係は現在六千三百八十世帯、二万三千七百人の被保険者があり、四月分の国保税は、調定額の約73％の納税成績を示しております。

一方四月分の医療費は、二千七百五十一件二百二十七万余円で、一件当り約千二百円となっています。

なお保険税の団体納入（納税組合などによる納入）については、一納税義務者当り年間五十円程度の納税報償金を交付するなどの方法により納税成績の向上を図り、この事業の運営を円滑に進めるよう努めたいと考えております。被保険者の皆さん並びに関係機関の一層のご協力をお願いします。

国保税は、毎月納期までに必ず納めてください。

医療の状況（4月）

区分	医療費 合計（千円）	〃（市内）（千円）	〃（市外）（千円）	医療担当数 合計	〃（市内）	〃（市外）
医療	1,881	1,049	832	131	27	104
歯科	377	310	67	48	12	36
柔道	16	5	11	9	2	7
薬局	2	1	1	2	1	1
計	2,276	1,366	912	190	42	148

生活と電気

労働強化と家庭電化

労働強度（R・M・R）という新語があります。これは、ある一定の仕事に必要なエネルギーの量はだれが行なっても一定であるという原理から「労働に費やしたエネルギーを、労働しないでいる時のエネルギー消費量で割ったもの」で表わすことになっています。また、家庭電化は新しい生活生計を推し進め、生活改善を図るための必須条件といわれています。戦後十五年を経た今日、高度の家庭電化を達成された家庭も、だんだん見うけられるようになりました。そこできょうは家事労働と家庭電化後の労働強度について比較を試みてみました。

(1)薪によるご飯炊きでは二・〇ですが、電気釜使用では〇・五です。

(2)手動ポンプの水汲みでは四・五ですが、電気井戸ポンプ利用では〇・五です。

(3)手洗いの洗濯では三・〇ですが、電気洗濯機を使用すれば一・〇ですみます。

(4)箒を使っての掃除は二・五ですが、電気掃除機利用によれば一・〇です。なお、拭き掃除では四・七となっています。

このように電化前と後では大差があるばかりではなく電化後の作業は、健康上からも、衛生上からも理想的だといわれています。

市内あちこち

市内には、最近になってようやく電燈のついたところもあるが、土木的施設は山間部にもゆきとどき、とくに橋はすべてといってよいほどコンクリートの永久橋「ここに、まア！」と思うほど、りっぱな橋ができたとかかっているわけだ。

一例として、上倉地区についてみると、上の写真のものは見るからに僻地を思わせる環境にあるもの。

秘境？ユス、ツルベの入り口付近にあるだけにモダンすぎるほど。写真下は奈路の部落の小川にかかるもので川の幅と橋がほとんどいっしょ。ともに旧町時代の仕上がり。

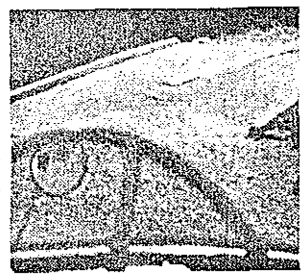

広報委員の藤本氏、このほど市役所で開催された委員会に出席しようと自家用車（新しくはない）を運転し夜道を走らせていたが間もなくエンコ。さてどこが悪いかと調べ回ったが、どこにも故障がない。

同委員、あれこれ新案の道具をつくり出す腕ききだから機械をいじるのはお手のもの。部品をのけたり、付けたりして「こんどこそ」とエンジンをかけてもやはりダメ。そこで念のため、といっても自信たっぷりでガソリンタンクにユビを突っ込んだその途端、「あれッ」ときた。

それも道理、タンクはカラカラそこで、いいたいことは、同委員は店でガソリンも売っている。

さらにいいたいことはなにか故障が起こるとすぐ全体の分解して直すクセがある。こんどの場合もそれに準じたことをやったため〃性能あがれり〃と手放しで大よろこび。

☆

市内各地の墓地は好景気と祭祀？のためか、ひどく手の込んだものができているが長岡地区、西ケ池中学校東の水路ぞいにある戦没の墓碑は、エジプト物語にも出そうな〃王家の墓〃を思わすもの見上げるようにどっしりと高く、頂上には石造りのトビがぐっと南方をにらんでとまっている。ここに眠る、護国の霊よ安かれ！〃写真はその墓碑

☆

白木谷地区にある石灰洞を本格的に調査するというニュースは、毎年のように取り上げられ最近もM新聞にのっていた。もとより明るいニュースでよいことだが、いっこう実現しそうにない。市当局も、ニュース乱造の気味がありはしないかとの声がある。いうは安く、行ないはがたしとか!!

☆

一部農家の悪いクセにはこまるーという声が出始めた。それというのは交通専用道路に、田の草をひいてはほうり上げ、人に踏まして片付けたり、脱穀のときハシカイほこりを道に向けて飛ばしたり、この家が、あの人が、と思うような常識はずれのことをやるためだ。

☆

市内の小、中学校には趣好をこらしたチリ焼きカマドがあるが、三和小学校にも校舎と校舎の間に写真のようなのがある。なんだか童話的にみられたが、ヒガ目だろうか？

☆　☆

衛生

小児マヒ（ポリオ）の予防について

「ポリオ」とは、灰色の意であって脊髄の灰白質の部分が侵される病気すなわち小児麻痺のことである。本病はビールス（電子顕微鏡によってようやく見える菌）による急性伝染病の一種で、夏および秋に多く発生する。ビールスは口や鼻から侵入し、年令的には、一才から三才位の者が、症状が重く麻痺を残すことも多い。初めの症状は、突如高熱三八－四〇度）を発し感冒様症状を呈し、特に頭痛がはげしく、発汗することが特徴である。発熱後二－三日にして下熱しつづいて下肢或は、上肢の麻痺がおこってくる。

予防は患児を隔離することであるが、幸に伝染力が非常に弱いので、家族の中で一人だけにおわることが多い。患者の鼻汁、喀痰、糞便等の消毒が大切である。流行時には、赤痢やチブスと同じように、食事前の手洗い、ハエ、アブラムシ等の駆除が必要であり、流行地では、扁桃腺の手術、抜歯等をさけ、更に過激な運動もひかえることが望ましい。今のところ完全な予防や治療がないため、ワクチンの接種を実施することが唯一の予防である。注射により、体内にウイルスと斗う免疫体ができて、侵入したビールスをおさえ、麻痺を防ぐことができる。

『ワクチン』の接種について二、三必要なことをのべてみたい。ワクチンは生後六カ月以上の幼児に接種することになっているが、生後三カ月をすぎると、免疫体が少くなるので、その頃から注射をしても差支えない。接種方法は三回法で、第一回目より三－六週間おいて二回目、さらに七カ月－一カ年おいて三回目をすることになつている。その期間が都合によってのばされた場合でも注射しておくことが望ましい、それは一回の注射により、約六〇％の予防効果があり、二回、三回と回をかさねるにつれ免疫体がふえて、三回がおわると、約八〇－八五％位の発病をおさえる効果があるといわれている。

なお接種後、有効期間は約一カ年とされているので、毎年追加接種をしておかねばならない、予防注射をして万一病気にかかっても、症状はかるくすむので、注射は是非行ったがよい。

注射液の中にはごく少量のペニシリン（ワクチン一、CCの中にペニシリン二〇〇単位）が含まれているものの殆んどペニシリンショックをおこす心配はないが、アレルギー性体質、熱のある人、けいれん性体質の人さらに心臓、腎臓病の人はさけた方がよい。

いま接種されているものはソークワクチンといって、ビールスを殺したものを使用しているが、最近問題になっている生ワクチンはビールスを飼いならして、毒性を弱くしたもので、簡単に服用ができる、英国、ソ連では、生のワクチンを使用しているが、日本でも今度試験的に三十万人分を使うことになっているようである。わが国ではワクチンの量が少いので、早く全幼児に行きわたるよう十分なる量が製造されたいものである。

（山本尚一）

市税納期一覧表

固定資産の評価がえのため本年度に限り固定資産税の納期を変更しました。変更された納期は下記の通りです。

月別	税目	期別
四月	軽自動車税	全期分
五月		
六月	県市民税	第一期分
七月	固定資産税	第一期分
八月	県市民税	第二期分
九月	固定資産税	第二期分
十月	県市民税	第三期分
十一月	固定資産税	第三期分
十二月	県市民税	第四期分
一月	固定資産税	第四期分

◇…南国市今月の税金…◇

六月は三十六年度県市民税第一期分の納期（六月一日～三十日）です。ご承知の通り本年一月より市金庫制により各地区の農協（支金）で税金を取扱っておりますから最寄の市金庫（農協）へ、お忘れなく納めて下さい。

市税務課では納税者の便宜を計るため、市金庫（農協）以外の左記場所で出張徴収をいたしますから、期限内納税にご協力下さい。

地区	月日	時間	場所
大篠	6月28日	前9時－後4時	竹中公民館
伊達野 住吉野	6月29日	前9時－正午	住吉野公民館
大篠	6月30日	前9時－正午	明見公民館
稲生	6月30日	前9時－正午	立石公民館
〃	6月30日	後1時－後4時	西谷消防屯所
十市	6月29日	前9時－正午	阿戸公民館
〃	6月29日	後1時－後4時	大小浜公民館
〃	6月30日	前9時－正午	東埣池園芸組合
久礼田	6月29日	前9時－正午	領石支所
〃	6月29日	後1後－後3時	植田公民館

年金ポスト

◎年金保険料の前納取り扱いについて

国民年金保険料の納付は、四月から始りその取扱いは、各地区の農協（後免町は商工会）で行なっています。保険料を前納するには次のような方法があります。

時期的にしか収入のない方には、収穫期の供米代金、煙草の収納代金、園芸木炭などの出荷代金、漁師の水揚代金など一時に収入のあったときに、一年分、二年分、あるいは全期分を前納する方法があります。前納は何カ年分かを一度に納めるので保険料の割引があるばかりでなく毎月印紙を買って貼る手数もかからないので一時的に収入のある方は、前納の方法を利用して下さい。

◎前納の方法は

印紙で納入するのではなく別に定められた「前納申込書」により申込み、県より納入告知書が送付されてから現金をもって払込むことになっています。前納の場合は印紙を手帳に貼らないよう注意して下さい。（十月以降は前納割引印紙が発行せられる見込です）なお前納について詳しいことは各地区農協、商工会、又は市民課年金係へお問合せ下さい。

◎住所及氏名の変更届の取扱いについて

国民年金被保険者が、住所又は氏名を変更したときはその日より二十日以内に住所地の市町村長に、年金手帳を添え、住所変更届又は氏名変更届を提出する必要があります。市外に住所を変更した場合は、新住所地の市町村長に住所変更届を出して下さい。